

令和8年度 事業計画説明会資料

開催日 令和8年3月13日（金）
時 間 15：00
場 所 健保会館 6階多目的ホール

主 催 東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合事務局

適用課

1. 令和8年度の保険料率について
2. 子ども・子育て支援金について
3. マイナンバーカードの
電子証明書有効期限について

1. 令和8年度の保険料率について

(1) 当健康保険組合の保険料率

① 健康保険料率	94/1000 (94‰)	4/1000 引き下げ
② 介護保険料率	16/1000 (16‰)	据え置き
③ 子ども・子育て支援金率	2.3/1000 (2.3‰)	新設

適用拡大や事業所の編入促進などで加入者数は増加傾向にあるため、黒字幅が拡大、余剰金も増加



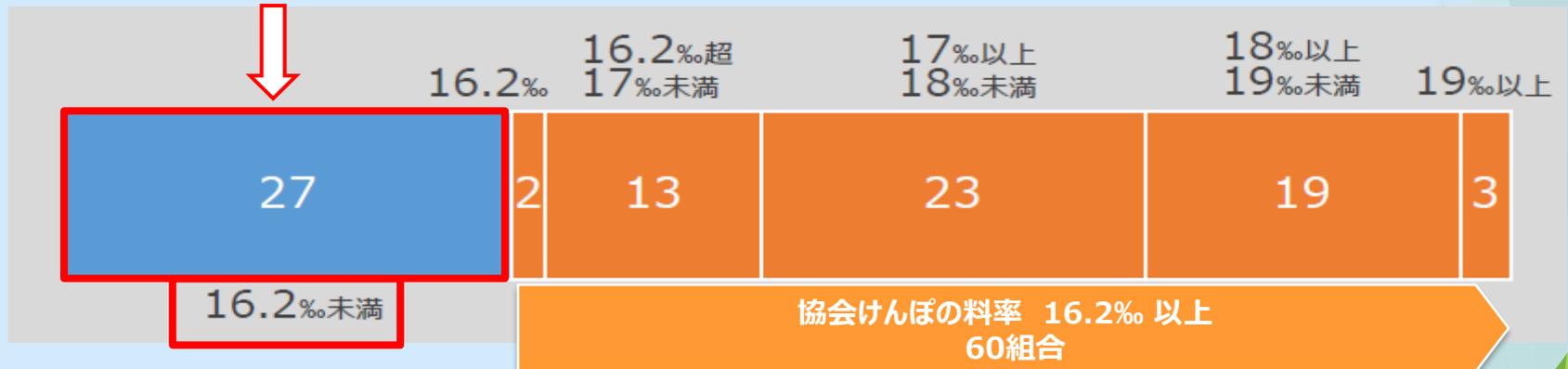
子ども・子育て支援金率 2.3/1000 (2.3‰) の負担分以上を
事業主および加入者の方へ還元します

(2) 他の総合健康保険組合との比較（東総協加入 87組合）

当健保組合の健康保険料率 94%



当健保組合の介護保険料率 16%



※東総協資料より抜粋

2. 子ども・子育て支援金について

令和8年度より「子ども・子育て支援金」がスタート

子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

開始時期は？

- ・子ども・子育て支援金は**令和8年4月分保険料（5月納付分）**より一般保険料・介護保険料とあわせて徴収させていただきます。
- ・納入告知書には、**第3の費目**として子ども・子育て支援金が追加となります。

一般保険料

+

介護保険料
(40歳以上)

+

子ども・子育て支援金
(子ども・子育て支援納付金分)

支援金の徴収の流れ



※こども家庭庁資料より抜粋

- ・ 健保組合は、子ども・子育て支援金の代行徴収的な位置づけになります。
- ・ 事業主の皆様からも健康保険料とあわせて支援金を徴収させていただきます。

支援金の使途は？

- ・ 支援金を財源として、国がこども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。
- ・ 加速化プランとは、我が国の少子化対策を促進するために、児童手当等の給付を拡充するなど、さまざまな施策のことです。

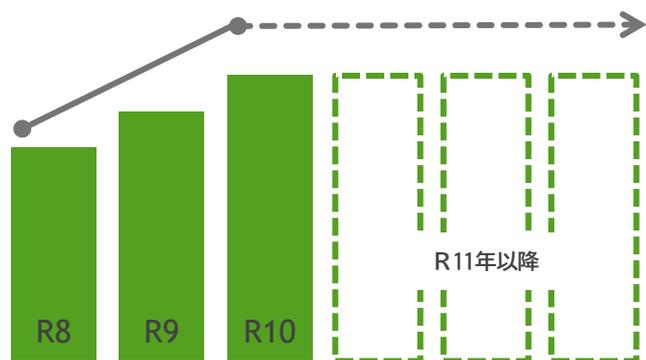
加速化プランにより拡充される給付の例

- 児童手当の拡充
- 育児時短就業給付
- こども誰でも通園制度
- 出生後休業支援給付
- 妊婦のための支援給付

どの程度の負担額？

- 子ども・子育て支援金率は、令和8年度に **2.3%** からスタートし、令和10年度にかけて **4%** 程度に段階的に上がるのが想定されます。
- ただし、国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、右肩あがりが増え続けることはありません。
- なお、健保組合に対して、国が一律の支援金率を示すこととなっています。

支援金率の負担推移イメージ



一人当たりの負担額イメージ

(標準報酬月額 × 支援金率 = 毎月の負担額)

例) 標準報酬月額が30万の場合〈令和8年度〉

$$30\text{万円} \times 2.3\% = \overset{\text{会社と折半}}{690\text{円}}/\text{月}$$



※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます

子ども・子育て支援金制度 Q&A (こども家庭庁HPより抜粋)

Q1 : どうして「支援金制度」が必要なの？

A1 : 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に 子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の子ども・子育て支援の 拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q2 : なぜ独身や高齢者も支払うの？

A2 : 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

Q3 : 給与明細で分けて記載しないといけないの？

A3 : 保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組についてご理解・ご協力をお願いします。

子ども・子育て支援金制度 Q&A (こども家庭庁HPより抜粋)

Q4 : 給与だけでなく賞与にも支援金がかかるの？

A4 : 賞与からも支援金を拠出いただきます。これは、健康保険制度や厚生年金保険制度と同様です。

Q5 : 育休期間中や産休期間中は支援金が免除されるの？

A5 : 企業の従業員については、医療保険料や厚生年金保険料と同様に免除されます。

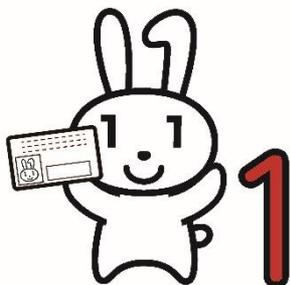
Q6 : 海外赴任中は支援金を払う必要があるの？

A6 : 海外赴任中であっても、日本の健康保険制度に加入されている方については、医療保険料や厚生年金保険料と同様に支援金も拠出いただきます。

3. マイナンバーカードの電子証明書有効期限について

- ・ マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書には、**5年の有効期限**があります。（発行から5回目の誕生日まで）
- ・ 有効期限が過ぎた場合には、マイナ保険証が利用できなくなりますので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続きを行っていただくようお願いします。

更新手数料は
無料です！



5年ごと
電子証明書の更新

ICチップ内の電子証明書を更新!

カードを拍得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
先) 個人番号カードコールセンター 0570-783-578 (24時間受付)

氏名 マイナ

年5月24日生

※デジタル庁リーフレットより抜粋

電子証明書とは？



※デジタル庁リーフレットより抜粋

- ・信頼できる第三者（認証局）が、間違いなく本人であることを電子的に証明するものです。
- ・書面取引における印鑑証明書に代わるものですので、対面での本人確認を経て発行することとされています。

更新手続きはどうすれば？

1. 有効期限の2～3ヶ月前を目途に、市区町村から更新の封筒がご自宅に届きます。



2. 「マイナンバーカード」と同封された「有効期限通知書」を持って、お住まいの市区町村の窓口でお手続きをしてください。



3. 窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書が搭載されます。

封筒イメージ

更新が必要な方には
期限の2、3ヶ月前に、
更新の封筒がご自宅へ届きます

※デジタル庁リーフレットより抜粋

マイナンバーカードの電子証明書に関するQ&A

Q1：電子証明書の有効期限はどこに書いてありますか？

A1：カードの表面またはマイナポータルで確認できます。

- ※1. マイナポータルで確認する場合は、ログイン後トップページから「マイナンバーカード」を選択すると表示されます。
- ※2. 医療機関の窓口の端末では、有効期限の3ヶ月前から警告メッセージにてお知らせとなります。

Q2：電子証明書の更新はなぜオンラインでできないのですか？

A2：電子証明書は、オンラインで本人確認を行うためのものであることから、対面での本人確認を経て発行することとされております。ですので、電子証明書の安全性を担保するためスマホやパソコンによるオンライン申請はできません。

マイナンバーカードの電子証明書に関するQ&A

Q3：電子証明書の有効期限が切れたため、更新手続きを行いました。再度、マイナ保険証の利用登録をする必要はありますか？

A3：有効期限の3ヶ月後の末日までに更新した場合は、再度のマイナ保険証の利用登録は必要ありません。

ただし、有効期限から3ヶ月後の末日以降に、更新を行った場合は、再度、マイナ保険証の利用登録を行う必要があります。

※利用登録は、マイナポータルからお手続きが可能です。

Q4：電子証明書の更新手続きの手数料を教えてください。

A4：更新にかかる手数料は無料です。なお、「代理で更新手続きをします」などの不審な電話にはご注意ください。

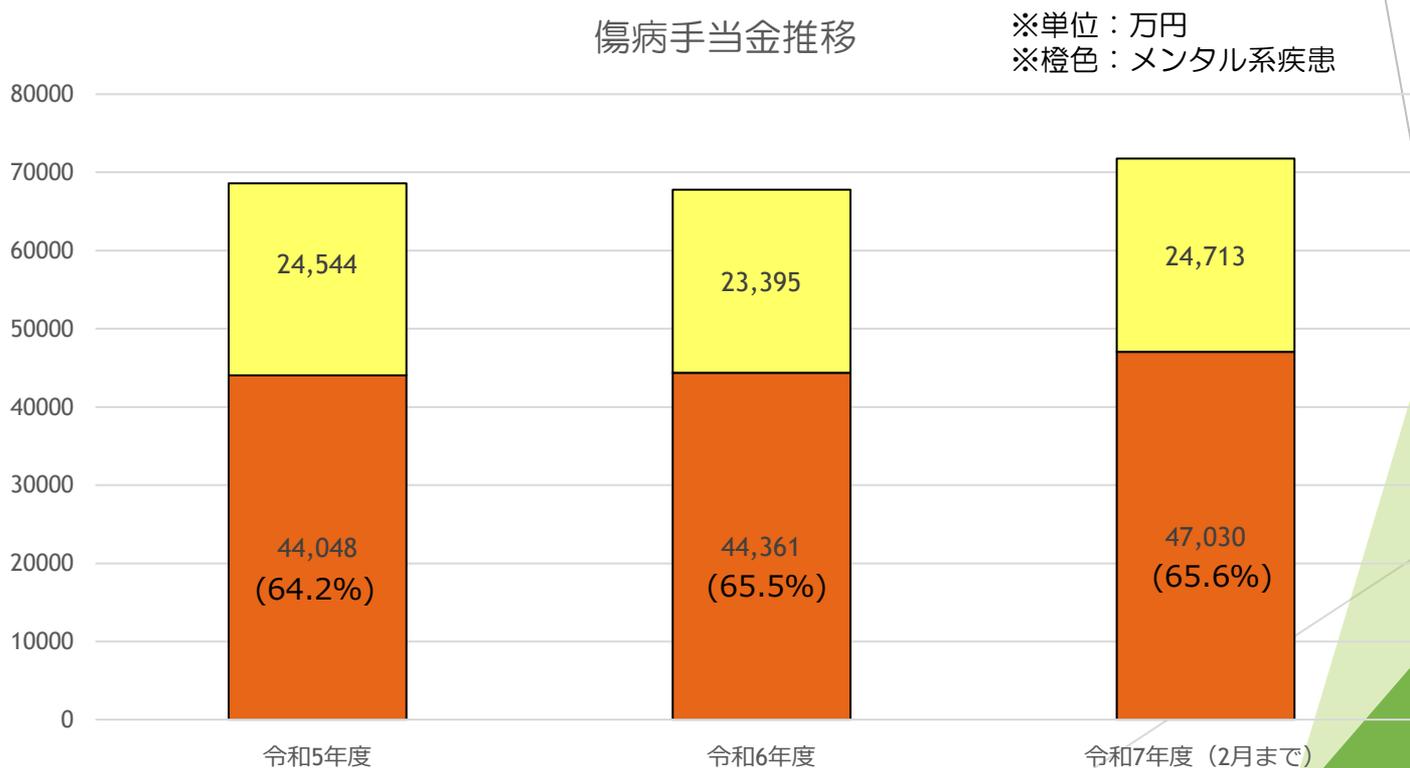
給付課

1. 傷病手当金申請にあたってのお願い
2. 高額療養費制度の見直しについて

1 傷病手当金の現況

(1) 当組合における推移

○メンタル系疾患に関連する傷病手当金の給付支給申請の増加



(2) 申請に対する審査状況

○発症のきっかけの記載がなく、調査に時間を要する

→業務が原因なのか、私的な原因なのか不明

→申請者に都度確認

※労働者災害補償保険法による補償を受けられるもの（＝労災）
については健康保険の給付対象外

◆健康保険法 第一条

この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(3) 労災認定されるケース

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

⇒傷病手当金の支給は労災認定されない③が対象
＝労災に該当しないという確認が必要

※厚生労働省作成資料より一部抜粋

(4) 確認事項

具体的な理由等が確認できない場合、従業員の方に、詳細が確認できる文書の提出等を求める場合があります。

事業所経由でお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

◆健康保険法 第五十九条（文書の提出等）

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第二百十一条において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

2 高額療養費制度の見直しについて

(1) 高額療養費の概要

○家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、限度額を設けることで負担を軽減する制度

○マイナ保険証を利用する場合

「限度額適用認定証」がなくても、窓口での自己負担限度額を超える支払いが不要

○マイナ保険証を利用しない場合

「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示すれば、窓口負担額は軽減される

※限度額適用認定証がない場合は事後に償還払い

(2) 見直しの経緯、考え方

○高齢化の進展や医療の高度化、高額薬剤の開発・普及等により高額療養費の総額が年々増加

○高額療養費の自己負担限度額の上限は約10年間、実質的に維持され、医療保険制度における実効給付率が上昇、医療保険財政に大きな影響を与えている

○高額療養費のセーフティネット機能に鑑み、長期療養者や低所得者の経済的負担の在り方に配慮しつつ、制度を将来にわたって堅持していくための見直しを行う

(3) 見直し内容 ※予定

- ①自己負担額の月間上限額の引き上げ
 - ア、令和8年8月、令和9年8月に二段階で変更
 - イ、令和9年8月に標準報酬（所得）に応じて階層分化

 - ②長期療養者への配慮
 - ア、多数回該当の金額を据え置き
 - イ、「年間上限」の導入

 - ③低所得者への配慮
 - ア、「年収200万円未満」の方の多数回該当の金額の引き下げ
 - イ、「住民税非課税区分」に外来年間上限を導入
- ※多数回該当：年に4回以上高額療養費に該当する方の自己負担を更に軽減する仕組み

高額療養費の年間上限の新設



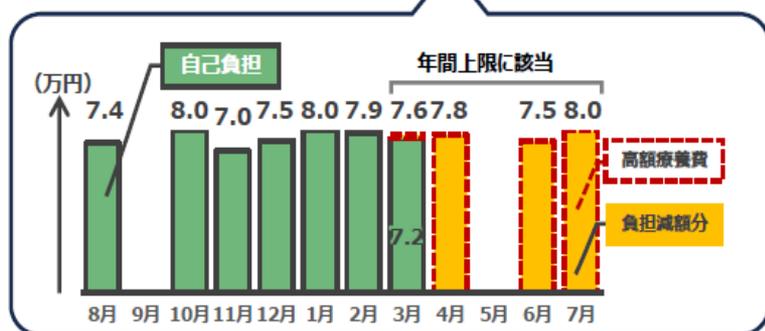
長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

高額療養費の月単位の自己負担は、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じて負担いただきますが、医療費の自己負担について、新たに年単位の上限額（年間上限）を設けます。

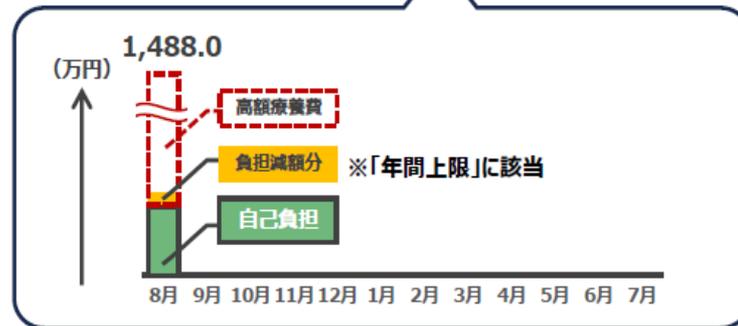
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費の支払いは不要となります。

今回の見直しにより、例えば、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

これまで多数回該当（※）に該当しなかった方の場合



極めて高額な医療を受けた方の場合



※多数回該当: 年に4回以上高額療養費に該当する方の自己負担を更に軽減する仕組み

(例) 年収約370万円~年収約770万円の者の自己負担限度額(現行)・年1~3回: 80,100円+1%・年4回目以降: 44,400円

※厚生労働省作成資料より引用

(参考) 高額療養費制度の見直しについて

所得区分	現行		R8.8~			R9.8~		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円~ (標報: 127万円~)	252,600 + 1% <140,100>	-	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	-	342,000 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	-
約1,410~約1,650万円 (標報: 103~121万円)						303,000 + 1% <140,100>		-
約1,160~約1,410万円 (標報: 83~98万円)						270,300 + 1% <140,100>		-
約1,040~約1,160万円 (標報: 71~79万円)	167,400 + 1% <93,000>	-	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	-	209,400 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	-
約950~約1,040万円 (標報: 62~68万円)						194,400 + 1% <93,000>		-
約770~約950万円 (標報: 53~59万円)						179,100 + 1% <93,000>		-
約650~約770万円 (標報: 44~50万円)	80,100 + 1% <44,400>	-	85,800 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	-	110,400 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	-
約510~約650万円 (標報: 36~41万円)						98,100 + 1% <44,400>		-
約370~約510万円 (標報: 28~34万円)						85,800 + 1% <44,400>		-
約260~約370万円 (標報: 20~26万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
約200~約260万円 (標報: 16~19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
~約200万円 (標報: ~15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	-	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	-	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	-
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

保健事業課

1. 歯科健診
2. 健康診断
3. 健康診断データの提供のお願い
4. 秋の女性健診
5. 特定保健指導
6. 重症化予防事業・若年層保健指導
7. 受診勧奨通知（被保険者）
8. 受診勧奨通知（被扶養者）
9. 健康企業宣言
10. Pep Up 事業
11. 育児誌「赤ちゃんと！」配布
12. 禁煙サポート事業
13. オンライン医療相談
14. 契約保養所
15. 歩け歩け大会
16. インフルエンザ予防接種補助

1. 歯科健診

令和8年2月に歯科健診を導入しました。

- 対象者 被保険者・被扶養者
- 負担金 無 料
- 内 容 虫歯、歯周病、歯垢、歯石、歯並び
噛み合わせなどのチェック
- 提携先 株式会社歯科健診センター
- 申込方法 専用サイトからお申込みください。



2.健康診断 毎年、必ず受けましょう！

- 期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 種 類 ①生活習慣病予防健診
②婦人健診
③人間ドック（35歳以上）
- 提携先 東振協 約800カ所（東京都総合組合保健施設振興協会）
直接契約医療機関 都内約20カ所+a
- 回 数 期間内に1人1回（組合が補助します）
- 負担金 ①2～3,000円②3,000円③12,000円～
- 対象者 被保険者・被扶養者
- 検 査 乳房検査・子宮検査
PSA検査（50歳以上男性・人間ドック）
- その他 提携先外の受診は遠隔地補助金申請となります。
都外勤務者で東振協や直接契約先で受診が出来ない方が対象です。

3.健康診断データの提供のお願い

重要

健保組合の**契約医療機関以外**で健診を受診している方は、健診結果の提供にご協力お願いします。

- 条件 健保組合の**契約医療機関以外**で健診を受診した方
- 対象者 被保険者・被扶養者
- 期限 ①令和**7年4月**～令和**8年3月**に健診を受診した方は、令和**8年5月**末まで
- ②令和**8年4月**～令和**9年3月**に健診を受診した方は、令和**9年5月**末まで

例えば… 東京都内に勤務で契約医療機関以外で受診している被保険者
パート先で健診を受診している被扶養者 など

申込期間 6～7月
実施期間 10～2月

4.秋の女性健診

通常の健診に子宮頸がん検査・乳房検査がプラス

- 申込期間 令和8年6月下旬～7月中旬（予定）
- 実施期間 令和8年10月～令和9年2月（予定）
- 実施会場 地域の公民館や実施医療機関など
- 対象者 **女性の被保険者・被扶養者**
- 自己負担 **3,000円**
- 注意事項 前ページの健康診断または秋の女性健診いずれかお選びください。補助は1人1回までです。
- その他 40歳以上の女性の被扶養者には、ご自宅へ案内ハガキを送付します。女性健診の申込履歴のない方には年内にもう一度ご案内を差しあげる予定です。
(前ページの健康診断のご案内になります)

詳細は6月中旬頃にホームページの最新情報をご覧ください。

5.特定保健指導

■実施率

令和5年 6.5 %

令和6年 9.2 % (前年比+2.7 %)

令和7年 令和8年11月に確定します。

受診は無料です。
対象者の方の受診勧奨に
ご協力よろしくお願いします。

■当日の特定保健指導

健診日の当日に特定保健指導を受けることが出来る施設です。
令和6年から導入開始、現在**6機関7施設**で受けることが可能です。
また今後も増える予定です。

契約医療機関

鶯谷健診センター、新宿健診プラザ、P L 東京健康管理センター、
フィオーレ健診クリニック、同友会春日クリニック、[※] 健保会館、
せんだい総合健診クリニック

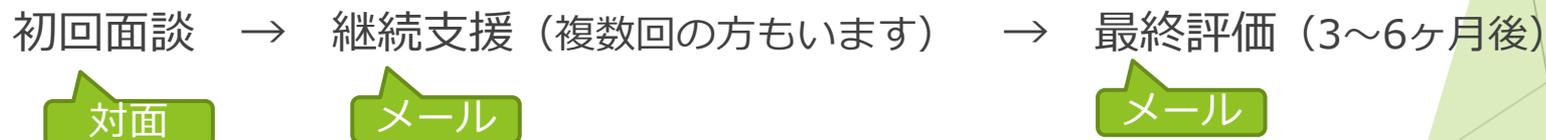
※健保会館は同友会が担当します。

特定保健指導とは？

■ 40歳から74歳までの加入者（被保険者または被扶養者）で、腹囲、BMI、血圧などの検査結果が一定範囲を超えたメタボリックシンドロームのリスクが高い方が保健指導の対象となります。

■ 特定保健指導は、[※]無料で保健師や管理栄養士などの専門家が生活習慣改善の為にその人にあつた目標を設定し、アドバイスしてくれます。

■ 特定保健指導の一例



詳しくはけんぽだより「活」2026春号 14頁をご参照ください。

※費用は健保組合が全額負担します

6.重症化予防事業・若年層保健指導

申込期間10～11月
指導期間10～翌3月

放っておくと生活習慣病になるリスクが高く、特定保健指導の対象となる可能性がある方へ保健指導のご案内をご自宅へお届けします。

保健指導で生活改善を目指しましょう。

また、早期に医療機関の受診を促すことで重症化も防ぎます。

- 送付時期 令和8年10月上旬
- 申込期間 令和8年10月上旬～令和8年11月
- 指導期間 令和8年10月上旬～令和9年 3月
- 対象者 40歳以上の血圧、血液検査の数値が芳しく特定保健指導の対象でない方 👉重症化予防者
35～39歳の方で40歳になった時に特定保健指導の対象者や生活習慣病になるリスクが高い方 👉若年層保健指導者
- 送付先 ご登録されているご自宅

対象者リストを事業所へ送付します。届きましたら受診勧奨ご協力
よろしくをお願いします。

7.受診勧奨通知（被保険者）

健診を受診されていない方のリストを事業所へお届けします。

- 時 期 1回目) 令和 8 年 12月 2回目) 令和 9 年 2月
- 対 象 者 **健診未受診者**
送付時期までに医療機関から健診請求が届いていない方
- 送 付 先 **各事業所** (対象者がいない場合は送付されません)

8.受診勧奨通知（被扶養者）

秋の女性健診をお申込されなかった方へ健診のご案内をご自宅へお届けします。

- 時 期 令和 8 年 10月
- 対 象 者 **40歳以上の女性被扶養者**
- 送 付 先 **ご登録されているご自宅**

9. 健康企業宣言

銀の認定

宣言数 17社 認定数 37社

金の認定

宣言数 2社 認定数 0社

*宣言数とは健康企業宣言にエントリーして、認定に向けてお取り組み中の事業所の数です。

👉 メリット

生産性の向上、企業価値の向上、労働災害の減少など

- ・ まずはお申込み（エントリー） ください！
→ 申込後、「宣言の証」を発行します。1年間取り組み、実践を経て、クリア後「銀の認定証」が交付されます。
- ・ 「健康経営優良法人」申請も可能となります。

(中小規模部門)

10.Pep Up 事業

Pep Upは**自分の健康を管理できるアプリ**です。

そのほか**健診データ、医療費データの確認が可能**、また**健保組合が開催するイベントに参加**することで、**Pepポイントが貯まります**。
貯まったポイントは**PayPayなどの電子マネーやアマゾンなどのポイント**に変えることができます。

- **対 象 者** **被保険者・被扶養者（配偶者）**
- **登録方法** 専用のアプリなどからご登録いただきます。
ご登録には**本人確認コード**が必要です。
本人確認コードが**不明**な方は、お問い合わせください。
なお、新規の方には入社約1～2ヶ月後にご自宅へハガキを発行しています。

事業所でまとめて本人確認コード通知の再発行をご希望される場合は
保健事業課へご相談ください。

Pep Up内のイベント

スマホウォーク春は開催期間が5月から4月に変更
となります！早まるのでご注意ください！！

- ★新規登録キャンペーン（期間限定で新規登録者に**500**ポイント追加付与）
- ★招待キャンペーン（期間限定、招待成立で**500**ポイント付与）
- ★スマホウォーク（春・秋・冬）目指せ**1日8000**歩！
春大会のみ開催期間が変更します。
申込は4月1～20日、開催は4月21日～5月31日です。
- ★年間表彰（スマホウォーク**3大会連続参加**で抽選**50**名に**2000**ポイント付与）
- ★健診結果改善チャレンジ（健康診断を受けると結果に応じてポイントが貰える！）
- ★健康クイズ（夏開催予定）
- ★まちがい探し&誌面クイズ（機関誌「活」に掲出）

11. 育児誌「赤ちゃんと！」配布

申込制から
対象者全員へ

令和8年4月から出産された方全員に育児誌
月刊「赤ちゃんと！」をご自宅へ発送します。

- 対象者 出産された被保険者・被扶養者
- 発送元 株式会社赤ちゃんとママ社
- 開始月 令和8年4月*



- * 令和8年1月以降に出産された方に4月から発送を開始します。
- * 育児誌が不要な方はお申し出により停止することが可能です。
- * 住所が変更された方・されている方は組合へお届けください。

12.禁煙サポート事業

禁煙に苦戦している方、禁煙に取り組みたい方には
2つのプランをご用意しています。

オススメ

自己負担金が11,000円
から5,500円へ半額となります。

■オンライン禁煙プログラム

2ヶ月間

自己負担金 5,500円 (税込)

☞禁煙補助薬（チャンピックス・ニコチネルTTS）を医師が処方。
約2ヶ月間で4回のオンライン診療が受けられます。
終了後も10ヶ月間の継続フォロー付き。

■禁煙サポートプログラムLite版

約1~2週間

自己負担金 3,300円 (税込)

☞禁煙補助薬（ニコチンガム・ニコチネルパッチ）を発送。
服用期間はメールでサポートが受けられます。
終了後も6ヶ月間の継続フォロー付き。

*各プログラムの正規料金は58,850円と11,000円ですが、差額は健保組合が負担します。

ぜひともご活用ください！

通 年

13.オンライン医療相談

スマートフォンやパソコンで24時間365日いつでも気軽に相談できます。

- 対象者 被保険者・被扶養者
- 登録料 無 料
- 相談料 無 料

お申し込みは[こちら](#)   

アプリから簡単ご登録♪



【Android版】



【ios版】

いざという時のために
あらかじめご登録を！

クーポンコード
DQKG7233913

通 年

14.契約保養所

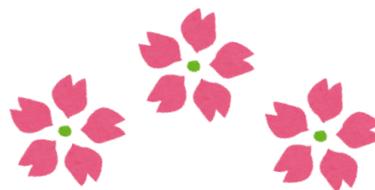
保養を目的とした宿泊に年間3泊まで補助します。

- 対象者 被保険者・被扶養者
- 補助額 1泊につき**4,000**円（被保険者）
1泊につき**3,000**円（被扶養者）

- 上 限 1人につき**3泊**まで

(令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に1人3泊まで補助)

15. 歩け歩け大会



春と秋の年2回、集合型またはチケット配布型で開催します。
 申込はPep Upからです。あらかじめご登録をお願いします。
 詳しくはホームページ4月初旬の**新着情報**をご覧ください。

今年の春の歩け歩け大会は **鉄道博物館**

- 対象者 被保険者・被扶養者
- 開催日 **5月22日(金)～6月29日(月)**
- 申込期間 **4月1日(水)～4月26日(日)**
- 申込方法 **Pep Up**
- 参加費 **無料**
- 参加特典 鉄道博物館の入館チケットを配布
 条件をクリアして応募いただいた方に抽選
 で豪華景品が当たります ✨



秋の大会は9月にホームページに掲載します。開催時期は10月～11月を予定しています。

16.インフルエンザ予防接種補助

接種期間10～1月
申請期間12～2月

オススメ

1人2,000円まで補助

- 接種方法 **東振協**または**任意の医療機関**
- 接種期間 令和**8**年**10**月**1**日～令和**9**年**1**月**31**日
- 申請期間 令和**8**年**12**月**1**日～令和**9**年**2**月**28**日[※]
- 対象者 被保険者・被扶養者 ※28日は日曜日のため3月1日必着
- 補助金額 **1人2,000円** (2,000円以下の場合は実費分まで)
- その他 出張接種対応可 (東振協)
フルミストの補助 (2歳～18歳)